



群バス協第130号

令和7年4月3日

バスご利用のお客様 各位

一般社団法人 群馬県バス協会

会長 佐藤俊也



不正乗車を防止するご協力のお願いについて

謹 啓

皆様には平素より当協会会員の乗合バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

また、バスの安全輸送、定時運行にも多大なご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、最近、乗合バスを利用されるお客様の一部に定期券の期限切れや現金、ICカードによるお支払いに関し、不明点が見受けられる状況が発生しました。

つきましては、乗合バスをご利用の際はお客様が、安心して快適にご乗車いただけるよう、下記の点にご留意のうえ、ご利用いただきますようお願いします。

記

1. 定期券でのご利用に際しては、有効期限のご確認をお願い致します。
2. 現金払いの場合は、運賃表示器をご覧いただき、所定の運賃をお支払いくださいますよう、ご協力ををお願い致します。
3. ICカードの残額不足がないようお願い致します。

万一、不正乗車等が判明した場合は、法的措置を講ずるとともに各運行事業者の運送約款に基づき、割増運賃等をご請求させていただきます。

お客様のご理解とご協力がより良いサービス提供につながりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます

謹 白

《最近発生した事例》

事例1 紙の定期券に記載されている期間を指で隠し、降車をしようとしたもの。

○措 置

有効期間の満了日の翌日から判明した日まで毎日2回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃並びにこれと同額の割増運賃を申し受けた。

※計算の例

定期区間が200円の場合で、2月28日までの定期券を3月10日まで使用した場合

(1) 普通旅客運賃分 $200\text{円} \times 2\text{回} \times 10\text{日間} = 4,000\text{円}$

(2) 割増運賃分 上記と同額 4,000円円

(3) 請 求 額 (1) + (2) 合計 8,000円を申し受けます。

事例2 子どもが使用するICカードのチャージ残高が不足しており、所定の運賃を支払いが
できなかったもの。

○措 置

「運賃証明書」(預かり・過払い・未払い)を運転者がその場で作成し、お客様に交付して
後日、営業所、バス乗車時、前橋駅バス案内所窓口にご持参いただきます。